

# 第7期札幌市子どもの権利委員会 第2回委員会

## 会 議 録

日 時：2023年10月5日（木）午後6時開会  
場 所：札幌市民ホール 2階 第1会議室

## 1. 開 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、第7期札幌市子どもの権利委員会第2回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、千葉副委員長、新津委員、島瀬委員より欠席の連絡をいただいております。

したがいまして、委員数14名のところ、参加人数は11名で、委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局の職員のうち、第7期子どもの権利委員会の出席が初となる議事1の関係課職員を紹介させていただきます。

まず、保健福祉局から、高橋地域福祉・生活支援課長でございます。

宮村地域保健・母子保健担当課長でございます。

子ども未来局子育て支援部から、加藤子育て支援課長でございます。

教育委員会から、太田教育相談担当課長でございます。

児童相談所から、赤倉家庭支援課里親担当係長でございます。

なお、議事1の関係課職員は、議題1の終了後に退席させていただきます。

職員の紹介は以上でございます。

続きまして、資料を確認させていただきます。

本日の資料は、資料1-1の第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）概要版、資料1-2の第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）、資料2の令和5年度子どもに関する実態・意識調査の概要の3点となっております。

資料は事前に送付させていただいておりますが、お手元がない方はお知らせ願います。

それでは、ここからは寺島委員長に議事の進行をお願いいたします。

## 2. 議 事

○寺島委員長 寺島でございます。

それでは、議事に入ります。よろしく願いいたします。

本日の議題は、第2次札幌市子どもの貧困対策計画案についてと令和5年度子どもに関する実態・意識調査についての2点であります。

1点目の第2次札幌市子どもの貧困対策計画案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） それでは、議題1の第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）についてご説明をさせていただきます。

私は、子ども未来局子どものくらし・若者支援担当課長の引地と申します。どうぞよろしく願いいたします。

この議題で説明の資料とさせていただきますのは、先ほど資料確認がありましたうち、資料1-1と資料1-2、この二つの資料を使って、この後進めてまいりたいと思います。

資料の説明に入る前に、子どもの貧困について、少しお話をさせていただきたいと思えます。

私は、この仕事を担当して2年近くになるのですが、この仕事を担当するまでは、現代の日本に子どもの貧困なんてあるのかなと思っておりました。

実は、貧困には2種類あって、一つは絶対的貧困と言われるものです。これは、衣食住に欠いて、飢えている状態です。時代や文化が違って大きく変わりはなく、これについては、比較的イメージがしやすいのかなと思います。

もう一つが相対的貧困と呼ばれているもので、その時代、その社会で生きていく上で、一般的に、相対的に考えられる、必要なことを欠いている状態を言います。

具体的な例で申し上げますと、例えば、お金がなくて修学旅行に行けないという状態があったとすると、この状態は生きるか死ぬかということ言えば、生き死には直接関わらないので、絶対的貧困の立場から見れば、貧困には当たらないということになります。

一方で、現代の日本において、修学旅行に行くということは一般的で、それができないわけですから、相対的貧困には該当するということになります。

今回の子どもの貧困対策計画では、この相対的貧困を問題として対策に取り組んでまいります。

現代の日本には、生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。

札幌市では、子どもの将来が生まれ育った環境などに左右されることのないよう、平成30年に第1次の子どもの貧困対策計画を策定し、子どもの貧困対策に取り組んできました。

第1次計画は令和4年度に終了しましたが、困難を抱える子どもと家庭、若者は依然として厳しい状況にあり、引き続き、計画的、総合的な取組が必要であることから、このたび第2次計画を策定いたします。

本日は、皆様にも、事務局で策定作業中の計画案をご説明させていただきまして、ご意見などを頂戴したいと思っております。

それでは、ここからは、A3判の資料1-1、第2次札幌市子どもの貧困対策計画(案)概要版をご覧ください。

資料1-2は、説明を聞きながら、適宜ご覧いただきたいと思えます。

計画案は、黒矢印の帯でお示しをしております第1章から第5章までで構成をいたします。

まず、第1章です。

第1章では、計画の策定にあたって、背景や策定の趣旨、位置づけ、計画の期間を記載し、併せて、第1次計画の振り返りを行っております。

計画の位置づけですが、関係する法律や北海道の計画、札幌市の子どもの権利条例、また、札幌市の総合計画であるまちづくり戦略ビジョンの基本的な方向性にも沿った個別計

画の一つとして策定をいたします。

計画期間につきましては、令和5年度から令和9年度までといたします。

続きまして、第2章の札幌市の子どもの貧困等の現状と課題です。

計画を策定するに当たりまして、令和3年10月から令和4年4月まで、子どもの生活実態に関する基礎調査を行いました。

詳しくは資料1-2の11ページから30ページまでをご覧くださいと思いますけれども、概要版には、調査結果などを通じて把握された、特に踏まえるべき四つの現状と課題を掲載しております。

順に見てまいります。一つ目は、貧困・困難の把握と支援へのつなぎについてです。

右にお示しをしたグラフは、保護者の方に悩みを相談する相手がありますかとお尋ねをした結果、相談する相手はいませんとお答えになった方の割合を、所得の階層別に比較をしたものですが、ご覧のとおり、所得が低い世帯ほど悩みを相談する相手がない割合が高くなっています。

また、グラフの掲載はございませんけれども、同じように所得が低い世帯ほど様々な制度だったり行政のサービス、相談する機関を知らないとお答えになった割合が高く、周囲の支えが届きにくい状況にあることが分かっています。

こうした子どもや家庭を必要な支援に早期につなげる取組が重要になると考えています。

二つ目は、子どもの学びと育ちについてです。

右のグラフでは、子どもの進学資金の準備状況について、めどが立っていますかという質問をさせていただいて、めどが立っていないとお答えになった世帯の割合を同じように所得階層別に分析をして載せております。このほかにも、習い事、学習塾、体験機会や学習環境に所得階層の間に差異があることが確認されています。

このように、学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援を、そして、例えば、晩ご飯を1人で食べる等々、孤立の傾向にあるお子さんに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められております。

三つ目は、子育て家庭の生活の状況についてです。

右のグラフは、家庭の経済状況について、黒字、ぎりぎり、赤字のいずれですかという問いに対して、ぎりぎりまたは赤字と回答された世帯を所得階層別に比較をしたものです。

実は、これは、同じ調査を5年前にも行ってござりまして、全体としては少し状況が改善したのですが、所得階層で見ると、所得の低い層においては、ほぼ横ばいという状況でした。

そして、この調査は令和3年10月から11月にかけて行ったものですが、令和4年度以降、ご承知のとおり物価の上昇がずっと続いてござりまして、現状は、このときの調査結果よりも一層厳しいものと認識をしているところです。

このような状況に対しまして、保護者の方の就労の安定や経済的な支援の充実を図ると

ともに、心身の負担が軽減されるよう、生活面からも支えていく必要があると考えております。

四つ目は、様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者についてです。

ここで取り上げる社会的養護、ひとり親世帯、困難を抱える若者については、市民アンケートのような一般的な調査では現状の把握が難しいため、周辺の支援者の方へのヒアリング、あるいは、当事者の座談会を中心に、現状の把握と課題の整理を行いました。

児童養護施設や里親など、社会的養護の下で育ったお子さんや若者、ひとり親世帯は、特に生活の基盤が脆弱です。また、自立に向き合う若者期において、ひきこもりやヤングケアラー、それから、身体的や心理的な被害に遭っている若年の女性などは困難が見えにくい状況にあります。

こうした方々については、要因と状況に寄り添ったアウトリーチや伴走型を含む支援が必要になると考えています。

続きまして、ページの右側に移っていただきまして、第3章です。

この章では、第2次計画を進めていくに当たっての基本的な事項を定めたいと考えております。

まず、基本目標ですが、第1次計画を検証し、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現といたしたいと思っております。

本市の子どもの権利条例では、全ての子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利があることがうたわれています。

本計画でも、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難の背景に様々な社会的な要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えていきます。

また、子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施いたします。

これらの取組を推進することによって、基本目標の実現を目指していきたいと考えております。

続いて、計画の対象ですが、生まれる前の妊娠期から社会的自立に移行する年齢層、おおむね20歳代前半までといたします。

施策は、先ほど把握をした現状と課題に対応してこの後展開していきますけれども、第2次計画では、計画を進めるに当たって、全ての施策に共通して必要となる記載の五つの視点を基本的な事項として第3章に記載したいと考えております。

続きまして、第4章の具体的な施策の展開です。

ここからは、資料の2枚目をご覧くださいと思います。

この計画では、第2章で把握をした現状と課題に対応する形で四つの基本施策を設定し、具体的な施策を展開していきます。

まず、基本施策1ですが、周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把

握し、必要な支援につなげる取組の推進です。

ここでは、まず、①の成長段階に応じた切れ目のない相談支援で、リスクがあまり高くない層も含めた多くの子どもと家庭に幅広くアプローチをして、②の配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援で、例えば、予期しない妊娠だったり、障がいやひきこもり、貧困のリスクの高い層に対してアプローチをしていきます。

③も含め、全部で39の事業、取組を計画に位置づけたいと考えておりまして、第2次計画では、具体的には、スクールソーシャルワーカーの拡充、こども家庭センターの整備、妊娠SOS事業などに力を入れていきたいと考えているところです。

続きまして、基本施策2の子どもの学びと育ちを支える取組の推進です。

ここでは、①の子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援で、疾病や障がいの発見などを含む育ちの支援や、不登校、日本語の不自由な児童生徒、学習に困難を抱える子どもに対する学校外の学習支援など、多様な学びの支援を推進し、②の学びを支える教育費の負担軽減・進学支援で、世帯収入に応じた教育費の負担軽減や返還義務のない奨学金の給付などに取り組みます。

③の健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進では、貧困の連鎖を断ち切り、社会を生き抜く力を得るための糧となる体験活動の促進に力を入れていくほか、多様化する地域の子どもの居場所づくり活動を後押ししていきます。

基本施策2は、全部で45の事業、取組を予定しており、不登校児童生徒のための新たな学びの場の整備や奨学金の拡充、子どもの職業体験事業などに取り組んでいきたいと考えているところです。

続きまして、ページの右側、基本施策3の子育て家庭の生活を支える取組の推進です。

子どもが安定した生活を営むためには、その保護者、家庭の安定が欠かせません。

この基本施策では、①の安心して出産・子育てするための生活支援で、ライフステージに応じて保護者の方の健康と子育てをサポートし、②の保護者の就労の安定や自立に関する支援で、就労の安定と向上、家計再建などの支援を進めます。

③の子育て家庭を支える経済支援では、経済的に苦しい状況にある子育て家庭に対し、手当などの金銭給付や経済的な負担の軽減、住まいの支援を実施します。

基本施策3では、全部で43の事業、取組を予定しており、産婦の健康サポート事業や子ども医療費助成の拡充、第2子以降の保育料無償化事業の拡充などに取り組んでいきたい考えでございます。

最後に、基本施策4の特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進です。

①の社会的養護を必要とする子どもへの支援で、家庭的な養育の推進や社会的養護を離れる若者の自立の支援、②のひとり親家庭への支援で、ひとり親の就労や収入、生活の安定に向けた支援に取り組みます。

③の困難を抱える若者への支援では、社会的な自立に様々な困難を抱える若者に対して、

個々の状況に寄り添った支援を行ってまいります。

基本施策4では、全部で33の事業、取組を予定しており、里親制度の普及啓発や里親への支援の強化、ひとり親家庭等養育費確保支援、ヤングケアラー支援の拡充などに取り組んでいきたいと考えているところです。

このページの下には、第2次計画案のポイントを書かせていただきました。

まず、基本施策1は、第1次計画に引き続き力を入れていきたい施策ですが、第2次計画では、より早い段階、妊娠・出産期から困難を把握する体制を強化し、必要な支援につなげていきます。

2点目として、コロナ禍を経て、不登校の児童生徒が増加しています。日本語が不自由な帰国外国人児童生徒も増えており、疾病や障がいを持つ児童生徒などと併せて、子どもの貧困対策の面からも、学びに困難を抱える子どもに対する支援を強化してまいります。

3点目ですが、子どもの貧困の連鎖を断ち切る上では、学習に加えて、自尊感情を高める多様な体験活動や安心して過ごすことのできる居場所が求められており、これらの充実強化に取り組んでいきます。

4点目として、物価上昇の影響を強く受ける低所得の子どもと家庭に対し、子ども医療費助成のさらなる拡充などにより、経済面からも支援を行ってまいります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、最後の第5章のご説明をさせていただきたいと思います。

この計画では、基本施策ごとに二つ程度、取組の成果を測る指標を設定いたします。

まず、基本施策1では、区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合と、もう一つ、スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合の二つを成果指標に設定したいと考えています。

一つ目の指標で保護者の方に対するアプローチの成果を、二つ目で子どもに対するアプローチの成果をはかります。

基本施策2では、子どもの学びと育ちに関して、それぞれ一つずつ指標を設定します。

まず、子どもの学びに関しては、現代においては、安定した仕事を得るためには高校卒業以上の学歴が求められますが、一般世帯と生活保護世帯との間には、今なお高校進学に4ポイント程度の開きがございます。このため、この生活保護世帯の進学率を一般世帯の進学率まで引き上げることを目標にしたいというものです。

また、子どもの育ちに関しては、自尊感情を高めることを狙いとした取組の成果をはかる指標として、「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合を高めるという目標を設定したいと考えております。

基本施策3では、子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合を家庭の経済状況を把握する根幹となる指標として設定いたします。この先も、経年で推移を見ていきたい考えです。

二つ目は、子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合です。

一つ目が経済面での成果をはかる指標であることから、二つ目は、子育て支援の面での成果をはかる指標としたいと考えました。

基本施策4は、三つの体系それぞれに成果指標を設定したいと思います。

社会的養護は、今現在、就職を希望される方はほとんど就職できています。現在のこの高い水準をこの先もこのまま維持していくという目標です。

ひとり親家庭、そして、困難を抱える若者に関しては、状況に応じた様々な取組を行っていきますけれども、市の取組の成果を測る指標としては、いずれも就労に関するものが適当と考えられるため、記載した指標を設定するものでございます。

大変長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

○寺島委員長 それでは、今のご説明を受けて、意見交換に移らせていただきます。

ご質問も含めて、ご意見がある方はお願いいたします。

○〇委員 委員の〇でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

子どもの貧困を考えていく上で、貧困の世代間連鎖であるとか、貧困の再生産という言葉がよく言われるわけです。

結局、貧困世帯の子どもはまた貧困世帯になって、連鎖して世代を重ねていくという問題が大きな課題になっていて、それを解消していくために、特に児童福祉サービスの中における学習権と教育権の保障問題というのがとりわけ物すごく重要になってくるのではないかなと思っております。

それで、今日は、5点ほど、私からご質問をさせていただきたいと思います。

一つは、先ほどの説明にもございましたように、生活保護世帯の進学率が95%まで引き上がっていったということは、やはり数十年前には考えられない数値であると私は認識しております。90%を超えるまでに引き上がっていった理由をどのように見解として押さえておられるのかをお聞きしたいと思います。

とりわけ、経済支援だけではないのではないかと私は思っています。この進学率の上昇というのは、ただお金だけの問題ではないと思うので、その辺りについての見解をお聞かせいただきたいということです。

それから、それに関連して、資料にも書いてありますけれども、「高等学校等」となっているのです。この「等」というのは何を指しているのかを教えてくださいたいと思います。

さらに、高等学校といいますが、全日制高校、職業高校、通信制、単位制、定時制高校といろいろな学校があるわけです。その中で、例えば、全日制高校がこの95%の中の何%ぐらいを占めているのか、そして、公立高校と私立高校ではまた違ってくると思うのですよね。当然、学費も変わってくるというところもありますし、ですから、その辺りの内訳が分かればお教えいただきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目は、子どもの貧困を把握して対策を検討していく上で、中退問題、高校中退という問題を外して考えていくということはなかなか難しいのではないかなと思っています。

今回の資料1-2の68ページには中途退学に若干触れられている部分があるのですが、中退問題というものが計画案の中にはあまり全面的には出てきていないのです。例えば、この間、新聞報道にもございましたけれども、不登校が29万人ということで、そのうち高校生不登校が6万人を超えているわけです。つまり、高校生の不登校は、最終的にどうなっていくかという、単位が取れなくなって欠席時数が多くなって辞めていくということが多くなるわけですね。

そういったことも考えていくと、中退問題というのはどう動いているのか、例えば、95%の生活保護世帯のうちのどのぐらいの割合が辞めていっているのかということ把握されているのかどうかということについて、もし分からないのであれば後で調べていただいております。ぜひ参考になりまして、ありがたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、先ほどの説明にもありましたように、高校以上の教育を保障していくということがとても大事であるという見解が説明の中で述べられていました。私も同感だというふうに思っております。

私も、前回、オンラインで参加させていただいて、自己紹介のときに、私自身が不登校経験者の一人であるということをお知らせしたわけですが、私は、15歳の春というのは高校に進学しなかったのです。そのまま高校に行かないで、無職少年という枠組みの中に入れられるという形の生活を送ってきたわけですが、その経験を踏まえた上で、改めて人間が生きていこうと、頑張っていこうと人間が意欲を形成させるためには何が必要なのかということを考えていったときに、社会的な不利益な立場にある子どもたちこそ、手厚い教育と長い期間の教育を保障していくということがとても重要ではないかと私は思っているわけです。

そこで、今回は、高校進学のパセンテージが示されているのですが、大学進学についてはどの程度の進学率になっているのか、もし分かるのであればお教えいただきたいと思っております。

また、今後、高校生以上の大学進学に対してのサポートというものを施策の上で重点化していく、あるいは、拡充していくという余地があるのであればお教えいただきたいということを3点目に質問させていただきたいと思っております。

4点目は、実は、私のところに、先日、北海道教育庁から電話がありまして、北海道教育庁で高校卒業認定試験に向けた相談サポートと学習サポートを年齢に関係なく誰でも無償で受けられるという事業を始めますと、そして、札幌市もその対象の一つに入れることになりましたという連絡を受けたわけです。この事業について、札幌市として把握しておられるのでしょうか。

そして、連携ということと言うと、71ページに、「市民、NPO団体や地域団体など、子どもと関わる様々な関係者や関係機関との連携を図りながら計画を推進していきます」と書いてあります。関連事業で札幌市も対象になっているという事業がもしあるのであれば、連携を深めていくということが大事だと思いますので、その辺りを把握されているのか、また、連携していくという余地があるのかということをお尋ねさせていただきたいと思っています。

それから、それに関連して、貧困対策計画の中に非常にたくさんの多岐にわたる様々な支援策が載っていて、そこに「若者」というのが載っているわけですがけれども、この若者というのは、先ほど説明にもあったように20代前半までを指すということと理解しているものなのかどうなのかということです。

例えば、地域若者サポートステーションという札幌市の若者総合支援センターがやっている事業があるのですが、そこでは、若者の範疇というのは49歳までになっているわけです。ですから、若者という位置づけの守備範囲といいたいでしょうか、対象の範囲というのは施策によってばらばらなのではないかなというふうに私は思っているのです。

ですから、ぜひとも、私は、いろいろな施策を貧困対策として進めていくに当たって、柔軟に運営していただきたいということを強く要望したいと思います。

どうしても年齢で区切ってしまうということが非常に多いわけです。だけど、実際問題として、日本の社会の中にある年齢差別というものによって弾かれてしまう若者や子どもたちがいることも事実でありますし、また、履歴の空白というもの、ブランクがいろいろな社会的な自立を阻んでいくという要因になってしまっているというのが現状ではないかというふうに私は思うわけです。

ですので、その辺りの年齢的な縛り、年齢差別撤廃をしていただいて、そして、柔軟に運営するということを、当事者の立場としても強く要求していきたいと思っていますので、お願いしたいということをお伝えしたいと思います。

それから、最後に、5点目ですがけれども、ブラック企業という言葉が流行語ではびこっている状況の中で、なかなか夢を抱けない世情というのが現状としてあると思うのです。そうした中で、今回、新規事業として、子どもの職業体験事業というのを新たに取り入れた理由について、お聞かせいただきたいと思います。

また、特に、仕事に就くこと以上に働き続けることが難しい社会になっているのが今の現代社会ではないかなと思っているので、具体的に、この子どもの職業体験事業というものがどのような企業で、どのような業種を想定して取り組むことを考えているのかということをお尋ねさせていただきたいと思っています。

以上、5点でございます。

最後に、資料1-1の「ひきこもり」は平仮名表記になっているのですがけれども、資料1-2では漢字表記になっているのです。これは、平仮名表記で統一をしていただきたいということをお伝えしたいと思います。

○寺島委員長 今のご質問にありました2点目の中退問題については、私もお伺いしたいと思っていたところでございます。

それでは、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） いろいろご意見、ご質問をありがとうございます。

非常に多くのご意見、ご質問をいただいたので、ところどころ聞き漏らしたところがあるかもしれないので、その場合は確認させていただきながら進めていきたいと思っております。

1点目の子どもの貧困でよく言われる世代間連鎖や再生産の問題がありますという問題認識については、私たちもそう思っているところです。

まず、その中の一つ目として、生活保護世帯における高校進学率が令和5年3月時点で95.0%まで上がってきていて、その見解についてというご質問をいただきました。

大変申し訳ないのですけれども、本当は生活保護の担当の課長が出席させていただく予定だったのですが、議会の関係で急遽出席できなくなってしまったため、責任を持った回答にはならないかと思うのですけれども、私は生活保護を担当していた時期もあったものですから、私の個人的なキャリアの中で思っていることを少し述べさせていただきます。

今、手元に数十年前のデータを持ってきていないのですけれども、数十年前は、生活保護を受けているお子さんに対して高校就学を後押しするような金銭給付の制度はございませんでした。それが、平成20年頃からと記憶しておりますが（※正確には平成17年から）、生活保護から高校の就学に必要な費用が支給される制度ができたことによって、お金が出るから頑張っ行ってこうよと、現場のケースワーカーもそのご家庭のお子さんに働きかけやすくなったということは、私も当時まさにケースワーカーをやっていたものですから、現場にいた立場ではそのように感じていたところです。

これは個人的な感想めいたことになってしまうのですけれども、まずはそういうようなことをお伝えします。

それから、次にご指摘いただいたのが、成果指標の中に掲げさせていただいている「高校進学等進学率」の「等」がどういうことかというご質問でございます。

たしか委員も触れていただいていたと思いますけれども、いわゆる高等学校だけではなくて、当然、全日制だけではなくて、通信制、単位制、それから、高等専門学校なども含めたという意味で「等」という言葉を使わせていただいております。

それが2点目のお答えになります。

そして、大きなご提示のところ、中退問題抜きには語れないというご指摘がありました。

それは、全く私どももそう思っているところでございまして、せっかく入ったのだけれども、途中でいろいろな事情でうまくいかないということがあることについて、まず、データで申し上げますと、全国の高校生の中退率がどのぐらいかというものは、都道府県単

位では文部科学省が出していただいているデータがあるのですが、所得階層別だったり生活保護に限定したデータは把握をしていないものですから、大変申し訳ございませんが、これについてはそういうお答えにさせていただきたいと思っております（※後日、生活保護のデータが把握できていることが判明し、訂正のうえ資料提供を行った）。

あとは、高校の中退予防、あるいは、既に辞めてしまわれた方に対するというところで、今回の計画で考えていることをお話しさせていただきます。

まず、委員には、事前に資料を丁寧に見ていただいたことに感謝を申し上げます。

一旦、我々で考えているのは、資料1-2の68ページでございます。

ご承知かと思うのですが、若者支援総合センターというものが南1条東2丁目にありまして、そこを中心に、サテライトのものも含めて若者支援施設が白石など市内に何か所かございます。そこで、高校を中退された方に、ぜひ高卒認定の資格を取りましょうとか、辞めてしまわれた方の中には、やはりもう一回高校入試を受け直して学校に戻るといような方もいらっしゃるの、そういった勉強のサポートをさせていただいております。

それから、その一つ上の「中学校卒業生等への進路支援事業」の「等」というのは、中学校を卒業したのだけれども、特にその先の進学も就職も進路を定めないうままにいらっしゃる方、もしくは、高校に入ったのだけれども、続けていくのが難しいからどうしようかなという方、そういう方に対して、この事業では、同じく若者支援総合センターの職員が中学校や高校などを巡回させていただいて、もしそういう方がいたら、学校の先生も一生懸命サポートしてくれているのは承知しているのですが、若者支援総合センターの職員も一緒になってサポートをしていくことをアナウンスして、場合によっては、センターに来ていただいて、一緒にこの先の進学、就労を考えていきたいと思います。といったようなこともやっております。

あとは、ひとり親家庭向けにも、高校中退の方をサポートする似たような事業を行っています。

そのようなことをこの計画の中で考えておりまして、ご指摘のとおり、中退の方に対する予防、それから、中退した後のサポートが大事だと考えておりますので、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○C委員 年齢制限についてはどうお考えですか。

例えば、先ほどの説明では、若者の範疇というのは20代前半という位置づけというようにお話だったと思うのですが。

○事務局(引地子どものくらし・若者支援担当課長) 年齢制限は柔軟に考えております。おおむね20歳代前半ですが、おっしゃるとおり、人によっては、例えば、20歳とか25歳でスパンと切れない、ケース・バイ・ケースであることは分かっておりますので、個別の国の事業で決まっているもので、どうしようもないものもあると思うのですが、自治体の裁量でできるものについては、年齢で切ることなくということが基本的な考え方

でございます。

そして、次が、高校についても大事だけれども、この先、後期高等教育というのでしょうか、大学進学をサポートも展開していく考えがあればというようなことでした。

ここに関しては、今、令和2年度から高等教育の修学支援新制度ということで、所得に応じて入学金や授業料が国で負担軽減をする取組がかなり進んできております。さらに、このたびの骨太の方針で、それを理工系のほうに拡大する、あるいは、所得制限をもう少し上の層まで広げるというようなことが、今、政府の中で検討されていると承知しております。

ですから、そういったところにも期待をしつつ、49ページに施策をまとめているのですけれども、札幌市でも、教育委員会で奨学金を支給する事業を行っております。こちらは高等学校や大学などの進学支援の充実ということで取り組む事業でございますけれども、今後5年間で、今までよりも支給する人数を拡充して、大学進学なども後押ししていきたいと考えているところでございます。

そして、4点目が道教委から無償で受けられる高卒認定のサポートが計画されているという情報提供があったということについてです。

直接的には聞いてはいないのですが、先ほど申し上げた若者支援総合センターで高卒認定のサポートをしております、手前みそながら、札幌市は先行してやっている部分があって、そこに道教委の方が何度か視察に来ておられて、いろいろと意見交換をさせていただく機会がありました。

それがこのことと関係があったのかどうか、そこで具体的に何か言われたわけではないのですけれども、少なくとも札幌市でやっているところに道教委の方がいらっしゃって、札幌市のやっている現状をいろいろお調べになって意見交換をしております。この先のごことはこれからになると思うのですけれども、そういった連携は現状で行っているということをご回答させていただきたいと思っております。

最後は、私どもの新規の取組の子どもの職業体験事業に取り組む理由をとということだったかと思っております。

こちらの施策で貧困の連鎖を断ち切る上で、いろいろなハンディのある方も含めて、学びがきちんと受けられることが大事だということが一つあります。だけれども、健やかな成長だったり、実際に世の中に出て生き抜く力を得るためには、机の上の勉強だけではない様々な経験だったり、非認知能力を高めるといったことも同じように大事だという思いで、様々な体験の機会を提供させていただきたい、そんなようなところから体験活動を重点的に促進していきたいということを第2次計画では考えております。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） ご質問をいただきましたので、新規の子どもの職業体験事業について補足させていただきます。

委員のおっしゃるとおり、狙いとしましては、夢を抱けない子どもが本当に増えているということで、要するに、子どもがリアルな体験をなかなかできない状況にあって、それ

ゆえに何となく自分の将来像が描けないとか、自立への意欲がいまいち強く持てないといったようなお子さんが増えているということが一般的に言われております。

そういう状況を踏まえて、これは小学校高学年を対象にとなっているのですが、実は札幌市でも、小学校3・4年生向けのこどものまち「ミニさっぽろ」事業といった職業体験のイベントをやったり、中学校でも学校のほうで就労体験的なものを行っています。

そういったもので、切れ目ない職業体験の機会をしてもらいたいなというふうに考えていて、中学校ぐらいになると自分と仕事の関わりというのをある程度関連づけて考えられる歳になってくるのですけれども、そのつなぎとして、小学校高学年を対象に、リアルに企業の方から仕事を教えてもらうということで、企業訪問型の職業体験事業ということで、今、企画しているところであります。

職種についてもお尋ねがあったと思うのですが、まだこれからの調整ではあるのですが、イメージとしては、様々な職業を考えていまして、建設関係、介護関係、IT関係など、ふだん表に出てこないような仕事も知っていただきたいと考えていて、たくさんの可能性の中から仕事を選ぶことで、自分に合った仕事が見つかって長く働けるような環境にもつながっていくのかなと考えているところです。

○C委員 一つだけ漏れているのですけれども、95%の内訳の中で、全日制高校などのパーセンテージの内訳は細かく把握されているのですか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 今、分かる者が不在なものですから、お調べをして、分かる、分からないも含めてご回答させていただくということでご了解いただきたいと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○F委員 公募委員のFと申します。よろしく申し上げます。

私は、ひとり親で、子どもが発達障がいへの支援をいろいろと受けていて、そういった意味で、ここで挙げられていたこれからの施策なども、これまででもいろいろな制度を活用させていただいて、お世話になっている側です。ありがとうございます。

まず、ここに挙げられている経済的なサポートと精神的なサポートは、サポートを受ける側にも明確にしておいたら分かりやすいかなと思いました。

私ごとで申し訳ないのですが、就労はしているので、経済的なところにはあまり当てはまらなかったのですが、それでも、ひとり親で精神的なサポートというのがとても必要だった状況がありました。

ひとり親世帯にお手紙が届くのですけれども、ほとんどが経済的なサポートで、所得が幾らで当てはまるか検討して、これは私に当てはまらないなという感じが多かったのがこれまでの印象です。

自分にとって、何が助けになって、制度はあるものの助けにならなかったというところを、自分自身と周りのひとり親や似たような状況の人たちの声をまとめる形で述べさせていただきます。

まずは、数を増やしてお金を投入すればいいというわけではないというのは、今お話を聞いていて感じました。

もちろん、お金というのは世帯によってはとても大切なものです。ただ、ある意味分かりやすい指標というか、お金がなければ、どうにかして生活保護やほかの支援を受けようというふうに申請する人も割と多いのではないのかなと思います。

一方、精神的なサポートというのは、長い目で見て、経済的な貧困というのにつながる可能性もすごく高いと思うのです。例えば、精神的に参っているときは、誰かに助けを求め余裕がない、そうすると、幾らいろいろな政策があっても、そこにアクセスできないという状況が多いと思います。

そのときに何が大事かという、周りで見えてくれる人です。私は、過去に、子どものことなど、いろいろあって体調を崩してしまったのです。そのときにスクールカウンセラーもいたので、そんなに体調がひどくなる前にスクールカウンセラーにも相談したのですが、そのときも当たり障りのない感じの回答だったりして、そういう体験から、あまり助けてくれなさそうだなという印象を自分で持ってしまう、そこには行かなくなりました。学校の先生も何も言ってこないし、自分で足を運んで、困っているので助けてくださいと区役所の窓口に言う精神力もないときに、一番助けてくれたのは、娘の学級のお母さん方で、お子さんの状態がこうだ、大丈夫かという感じで声をかけてくださったのです。

そのほかにも、今まで利用しようとしたサービスの中で、例えば、ひとり親で仕事に就いていて出張があるときに、ショートステイなどの子どもを預かってもらう制度がありますが、すけれども、実際に電話すると該当する日は空いていない、全部にかけたのですけれども、空いていないと言われて困ってしまったのです。そういう実家が北海道にない、自分の持っているネットワークの中で何とかしなければとなるときに、先ほどのお母さんのネットワークもそうですけれども、地域のネットワークなど、家族ではなくても、血がつながってなくてもというネットワークがとても大切になってくると思います。

そういうのは、どうやって札幌市としてできるかという、コミュニティづくりというところがとても大切ではないかと思いました。もちろん、たまたまそういうお母さん方がいたという幸運な状況だったのかもしれませんが、そういった機会をもう少しシステムチックにつくっていくと。例えば、学校がその間に介入して、発達障がいかな、グレーゾーンかなと思っているなど、子どものことで悩んでいるお母さん同士を集めて家庭科室でお茶でも飲みながらとか何でもいいのですけれども、地域や家庭同士のネットワークを市民の中で強めていくというサポートがあったらいいのかなと思いました。もちろん、人員も必要ですし、それは、逆に言うと、お金だけではない話だなと思いました。

もう一つ、数を増やせばいいわけではないというところについて、具体例を申し上げます。

子どもが放課後等デイサービスの支援を受けることになって、児童相談所で実際に受給

者証の手続をしました。ただ、需要もあるみたいで数が増えたという話は聞いたのですけれども、そこから先はご自身で探してくださいと言われてました。なぜかという、どこか団体をあっせんすることができないからということで、それは理解したのですけれども、そのときに、いろいろなサービスの内容がごちゃ混ぜになっているのです。

つまり、とにかく子どもを預かってほしいというニーズがある一方で、我が家のようにこういうことができるようになってほしいというニーズもあって、それを俯瞰的にお子さんがこういう状態だからこういうサービスを受けられるここに聞いたらどうですかというのはとても必要な情報だったにもかかわらず、それは自分でしてくださいと言われて、精神的に参っているときはどうしようもなくなる、そうすると、やはり助けてもらえない、1人だと思いとますます悪くなるという悪循環があると思うので、そういったところで孤立しないように伴走型のサポートが精神的なサポートにもあるといいなと思いました。

例えば、それ以降、児童相談所からは何も連絡が来ないのです。それが普通だと思うのですけれども、1か月たちましたが、どうですか、見つかりましたか、何か困っていることはありませんかという電話が担当の方から一本あるだけで、足を運んで相談してみようと気持ちになれます。実際に足を運んでというところに行くまでに誰かがいてくれるという気持ちがあることはとても大事だと思うのです。

当事者ほか周りの人の体験について、かいつまんでですけれども、参考になればと思って述べさせていただきました。

○寺島委員長 今の点について、事務局から何か補足のご説明等はありませんか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長の加藤と申します。

ひとり親家庭の施策を担当させていただいております。

当事者の方のご意見ということで、本当に率直にいろいろおっしゃっていただきまして、真摯に受け止めさせていただきたいと思います。

ひとり親家庭の施策につきましても、今回の計画の中にいろいろ盛り込ませていただいておりますけれども、実際にその方に本当に必要なサービスが届いているかどうかということは、常に検証しながら進めていかなければならないと思っております。

伴走型の支援ということも最近は重要視されてきておりますので、当事者の方同士で交流できる場ですとか、行政としても寄り添って支援をしていくというような姿勢というのは大事だと思っておりますので、そうした姿勢もきちんと踏まえながら、今後の施策の検討を進めていきたいと思っておりますので、一旦、受け止めさせていただきたいと思いません。

○寺島委員長 ほかにはいかがですか。

○G委員 札幌弁護士会のGです。

今のF委員の意見に似ているのですけれども、施策としてはすごくたくさん事業があるなという感想を持ちました。

ただ、支援を必要としている方にこういう制度があるよというのが全部は周知されてい

ないと思いますし、相談するほうとしては、多分、どこに相談したらいいのかが分からないのではないかなと思いました。

今回の施策に反映できるかは分からないのですけれども、例えば、子どもに関するワンストップセンターがあって、取りあえず、どこか分からなかったらそこに何でも相談して、子どもがいる家庭だったら自分の就労問題もそこで相談して、次にどこにつなげるかはそこから一緒に考えてあげる、そして、実際につなげた窓口に行ってどうだったというフィードバックを受けられるといいなと思いました。

各機関も、自分のところの事業は分かっていると思うのですけれども、ほかの事業が実際のところどうなのかというのはなかなか把握していないと思うのです。例えば、不登校の子が学習できる場所があると聞いたから行ってみたいけれども、下の学年の子向きではなかったみたいな例も聞きますので、横の連携を深めるためにも、それを統括するようなワンストップセンターのような機能を果たせるような機関があればいいなという感想を持ちました。

○寺島委員長 今の点について、何か事務局からお話はありますか。

○事務局（中村地域連携担当係長） 児童相談所地域連携課の中村と言います。

私から今のご質問に直接回答できるかどうかというところはあるのですけれども、資料1-1の2ページ目の基本施策1の①のひし形の3点目の各区こども家庭センター機能の整備という項目を記載させていただいております。

こちらに関しては、現在は保健センターが各10区にございますけれども、こちらにこども家庭センターの機能を整備するという内容になっております。こちらに関しては、児童福祉法という法律の中で定められているものにはなるのですけれども、令和6年4月から、全国の市区町村において、母子保健、妊産婦の支援、あるいは、福祉のサービスについて、一体的に相談できるような機能を整備するということで記載しているのですけれども、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援を行いますというものを整備していきたいと考えております。

こちらについては、例えば、今は支援を要する妊婦の方が課題になってはいますが、まずはそういった方を中心に支援機能を少しずつ高めていければと考えているところです。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○I委員 前回と同じく、里親関連のことで聞きたいことがございます。

主な事業・取組の新規・拡充の里親委託の推進というところですが、里親委託の推進に向けた取組として、里親制度の普及啓発、登録里親数の増など、いろいろ書かれているのですが、里親制度の普及啓発は具体的にどういうものが行われる予定なのか、実際、今どういうふうに行われているのかというのが聞きたいと思います。

私的には、今、一般的にポスターやウェブページで認知できているかということ、あまり認知されていないなという感想でして、実際に、私の母は、ママ友から里親のことを聞いて

て始めましたし、私の周りの家族も、私の母から伝わって始めたところが3か所ほどあります。そういう家族ばかりではないとは思いますが、あまり普及できていないと考えております。

もちろん、全ての家庭にその情報を強制的に見せたり伝えることは難しいと思うのですが、けれども、例えば、小学生や中学生の子どもがいる家庭でしたら、その子どもたちにプリントなどで配る、そして、その結果、親に渡したときに親も理解できるみたいなものが、私自身知識がないので、これが可能なのか、これが効果的なのかというのはいまよく分からないのですけれども、そういうものもできるのかなと思ったので、実際のところどういうふうな感じでやっているのかというのをお聞きしたいと思いました。

○寺島委員長 ただいまのI委員からのご質問に対して、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（赤倉里親担当係長） 児童相談所家庭支援課で里親担当係長をしております赤倉と申します。

ご質問をありがとうございます。

里親制度の普及啓発に関しては、一般的な認知度が足りていないというところは、国も含めて、まだまだPRしていく必要があると思っております。

ちょうど、今月10月が里親月間になっておりまして、国でも、ウェブページやポスターを使って集中的な広報活動、PRを行っており、札幌市としましても、例えば、今週末の日曜日に地下歩行空間でPRイベントをやりまして、そういったことで広く普及啓発というものをどんどん図っていきたいと思っております。

あとは、おっしゃるとおり、小・中学生や学生の方に向けた普及啓発も非常に重要だと思っております。教育委員会とも連携をしながら、そういった活動は以前から少しずつしております。

昨年度、コンサドーレ札幌とタイアップしてリーフレットを作成しまして、市内の全小・中学校の家庭に配りましてPRしているのですけれども、継続的に繰り返し普及啓発をしていくことが大事だと思っておりますので、そういった取組は続けていきたいと思っております。

それから、先ほどおっしゃられていた紹介により里親を増やしていくというのも実はすごくありがたくて、素晴らしい里親がどんどん増えていくので、そういったところも何か取り組んでいけたらと思っております。

○寺島委員長 ほかにはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 それでは、第2次札幌市子どもの貧困対策計画案について、本日、様々なご意見、ご指摘が出ましたので、これも踏まえて、引き続きご検討いただきたいと思います。

それでは、これで、議事1を終了させていただきます。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

[ 休 憩 ]

○寺島委員長 それでは、議事を再開させていただきます。

事前にご案内いたしておりますように、本日は20時頃の終了を予定しておりますので、大変恐縮でございますが、進行にご協力をいただけますとありがたく存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、2点目の議題の令和5年度子どもに関する実態・意識調査について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 説明に先立ちまして、先ほど机上に配付した資料の確認をさせていただきます。

まず、資料3-1の平成30年度子どもに関する実態・意識調査項目一覧、資料3-2の平成30年度子どもに関する実態・意識調査の子ども版、資料3-3が同じ調査票の大人版となっております。

以上3点でございますが、まだお手元がない方がいらっしゃったらお知らせ願います。

それでは、早速ですが、資料2の令和5年度子どもに関する実態・意識調査の概要について説明させていただきます。

まず、1の調査の目的についてです。

札幌市では、子どもが安心して暮らし、健やかに成長するまちを目指して子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めるために、子どもの権利に関する推進計画を5年ごとに策定しております。

今年度実施する調査は、現行の第3次子どもの権利に関する推進計画の計画期間が令和2年度から令和6年度までとなっているため、令和7年度からの次期計画策定に向け、子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、現計画の検証や次期計画の施策検討の基礎資料とするために実施するものです。

その下の2の調査の方法についてです。

(1) 調査対象は、令和5年11月10日時点の10歳以上の子ども5,000人と19歳以上の大人5,000人とします。

子どものうち、10歳から12歳と13歳から18歳の対象者数は、令和5年7月1日時点の人口比で案分しているため、このような数字となっております。

その下の(2)の配布・回収方法ですが、住民基本台帳からの無作為抽出により、調査対象者に調査票を郵送で配付し、返信用封筒またはウェブ回答フォームから回収を行います。

(3) 実施時期ですが、今年12月に調査票を配付しまして、2週間程度の期間を設けて回収し、入力、集計、分析を行いまして、令和6年3月に調査結果を取りまとめる

予定です。

続きまして、3の前回（H30年度）調査結果を現計画にどのように生かしたかについてです。

調査結果のうち、自分のことが好きだと思ふ子どもの割合、それから、子どもの権利についての認知度など、子どもの権利を守る上で根幹をなすと考えられるものを計画の成果指標として設定いたしました。

また、調査の結果では、いじめや虐待から守られること、差別を受けないこと、個性や違いを認められ一人の人間として尊重されることといった三つの項目が特に大切にされていない権利として多く挙げられていたことから、子どもの権利侵害の救済や子どもの権利を大切にす意識の向上など、四つの施策を計画の柱として設定しております。

その下ですが、続きまして、4の令和5年度調査項目設定の考え方についてご説明します。

今回の調査項目は、平成30年度の調査項目を土台として継続するもの、それから、新たに追加するもの、そして、統合・削除するものについて考え方を整理し、設定しています。

まず、（1）の継続するものですが、子どもの権利に対する認識など、現計画の成果指標を含むような項目は、経年変化の把握が必要になりますため、継続したいと考えております。

次に、（2）の新たに追加するものですが、現計画の期間に生じた新たな課題に対応するため、次のような観点から項目を検討し、追加したいと考えております。

めぐりまして、裏面になります。

まず、1点目ですが、こども基本法が制定され、子どもに関わる施策等への子どもの意見反映がより重視される中、子どもの意見を聞く大人の認識を問うという観点を考えております。

これは、例えば、大人に、あなたは子どもの考えや意見を聞いていますかと問うような項目が考えられるかと思ひます。

それから、その下の2点目ですが、ヤングケアラー、不登校、自殺の増加など、子どもを取り巻く課題が複雑化、複合化する中、そうした困難を抱えるような子どもの支援に当たりまして、例えば、子ども食堂など、地域と子どものつながりを問うという観点になります。

これは、例えば、子どもに地域の人たちとの関わりを問うような設問で、子ども食堂などの地域の居場所を新たな選択肢として追加するといったような方法が考えられます。

最後に、（3）の統合・削除するものになりますが、これは、前回の調査項目から分析に使用されなかったようなものや施策に生かすようなことが難しいもの、それから、複数の質問で内容が重複しているものなどは、有効性と回答者への負担を考慮しまして、統合・削除したいと考えております。

調査の概要についての説明は以上になります。

次に、資料3-1に移ります。

こちらは、平成30年度の子どもに関する実態・意識調査項目一覧になっております。

右の令和5年度の欄に丸がついているものは、先ほど申し上げた令和5年度の調査で継続したい項目になります。

それから、グレー色の網かけになっている横線が入っているものは削除したいと考えている項目になります。

上の星マークのところの印刷が切れておりまして「成果指」までしか入っていないのですが、これは「成果指標」です。申し訳ありません。

星印をつけた項目が成果指標に関するものということで表をつくっております。先ほど説明しました項目の設定の考え方に基つきまして、削除したいと考えている項目について、具体的な設問に沿って説明させていただきたいと思っております。

まず、資料3-2の札幌市子どもに関する実態・意識調査の子ども（13-18歳）の中でご説明したいと思っておりますので、ご覧ください。

まず、3ページをお開きください。

下の問6は、札幌は子どもが全体的に自然・社会・文化体験しやすい環境かという設問になっておりますが、この設問は、その上の問5で自然・社会・文化体験する機会が十分だと思いますかという設問で個別に体験機会の有無を聞いていますので、それについて聞くことで足りるので、全体的なところは聞かなくても大丈夫だろうと考えられますので、削除したいと考えております。

それから、めくっていただきまして、4ページの問8になります。

どんなことがあれば地域の行事や活動に参加しようと思えますかというものですが、これらは、どの項目も事業の実施に当たり常に意識している事柄でありまして、改めてここを聞くまでもないと考えられますため、これは削除したいと考えております。

続きまして、5ページ目の問11です。

あなたのことを理解してくれると思う人は誰かという項目ですが、これが7ページの上の問14の悩み事がある場合誰に相談しますかと中身的に類似している部分がありますため、これについては統合したいと考えております。

それから、その下の7ページの問15になります。

言葉や力で傷つけやすいと感じる人という設問は、これは個人を特定しない調査になりますので、これを聞いても問題の解決にはつなげることができないといったこと、それから、この設問の聞き方そのものが子どもを傷つけてしまう可能性があるとも考えられますので、削除したいと考えております。

それから、進みまして9ページになります。

問18のスマートフォンの利用の仕方、それから、問19のスマートフォン、パソコンについてどう思うかという設問ですが、5年がたちまして、スマートフォンの普及が進み、

学校においても1人1台端末が実現している現状ですので、あえてこれについて問う必要性は低いかと考えますので、削除したいと考えています。

最後ですが、10ページの下の部分の間22になります。

子どもの権利に関する取組を知っていますかという設問ですが、子どもの権利についての認知度は大切ですが、事業の認知度自体を聞くということは必ずしも必要ではないと考えまして、これについては削除したいと考えております。

子ども側については以上になります。

続きまして、資料3-3の大人用をご覧ください。

削除したい項目についてご説明します。

まず、6ページの間11です。

これも先ほどの子どもと同様、全体として自然・社会・文化体験をしやすい環境かと尋ねているのですが、これについても先ほどと同じ理由で削除を考えております。

それから、飛びまして、8ページの間14になります。

言葉や力で傷つけやすいのはどんな人だと思えますかといった質問も、先ほどの子どものほうでも同じような質問があったかと思えます。

それから、さらに9ページの間17、スマートフォン、パソコンについてどう思うかといった質問も先ほどの子ども版でありました。

また、その次の10ページの間20の子どもの権利に関する取組を知っていますかというのは、先ほどの子どものところと同じような事情で、それぞれ削除したいと考えております。

それから、戻っていただいて、4ページの間6ですが、子どもにとって何でも話せる相手はどんな人だと思えるかというものと、めくっていただいて、7ページの下の間13の今の子どもがどのような不安や悩みを抱えているかという設問は、いずれも調査対象者全員に対し、どういうふうに思えますかというイメージを聞いているのですけれども、これは、子どもを取り巻く社会課題では、周囲の大人がいかに早期発見、把握するかが大切であることから、子どもの悩みや相談相手の現状を把握するような設問にこの後変更していきたいというふうに考えているところであります。

なお、令和5年度の調査では、今、これから調査票を検討中なのですが、子ども、大人ともに、回答者の心理的な負担も考慮しまして、表現はなるべく前向きなものになるように配慮していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○寺島委員長 それでは、意見交換に移らせていただきます。

まず、最初に、ご説明がありました資料2の表の下の方に、4の令和5年度調査項目設定の考え方という項目がございます。

この考え方のうち、(1)の継続するもの、(2)を飛ばしまして、(3)の統合・削除するものについて審議を行わせていただきます。

この部分について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

○C委員 全体的な調査の方法についてご質問させていただきたいと思います。

私は、第4期の任期途中から前任者から引き継いで、ずっと子どもの権利委員を務めているので、前の調査も実は議論してやってきたというところがあるのですけれども、その中で、ウェブ調査を導入するかどうかということについて、かなり議論されてきた経緯があります。

今回、ウェブ調査と紙媒体での返信用封筒での回収というのを同時併用するという手法を取るということですが、この場合、二重回答ということが考えられるのではないかと思います。その辺の対策というのはどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○寺島委員長 この実態・意識調査について、次回の委員会でもまた検討されるのです。実施方法等については、多分、次回もまた議論されると思いますけれども、今の時点で委員からご質問がありました点について、事務局から何かご回答をいただけますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 回答の仕方というところでご案内する中で、どちらかの方法で回答をくださいということになっております。

ですので、いずれかの方法を選択していただくということで、例えば、ウェブで2回やるということは技術的にはできないのですけれども、実は、正直に申し上げると、両方しようとしたらできる状態です。そこはお願い文で書いてあるところではあるのですけれども、実際にやる方がいた場合には、技術的にそれを止める方法は現実にはないという状況になっています。

○寺島委員長 実施方法については、引き続き、今出されたご指摘を踏まえてご検討いただくということをお願いできますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 分かりました。

○寺島委員長 それでは、調査項目の考え方の（1）と（3）について、ご意見等がありましたらどうぞ。

○F委員 子どもの調査票の10ページの間22のあなたは、次のことを知っていますかという問いが削除というふうに理解しました。

子どもの権利を知っているか、知っていないかということだけで、事業内容のどれを知っているかというのは聞く必要がないのではないかというお話だったので、一つの意見として、確かに、上の間20で、「聞いたことはない」から間22へという流れではないかなと思ったのです。

一方で、例えば、私は子どもではないのですけれども、自分だったらどういうふうに答えるかなと考えると、実はこの下の項目をいろいろ知っているけれども、それをぱっと子どもの権利を知っているということに結びつけない子どもたちが多いたのではないかなというふうに思ったのです。実は、こういう事業があるということを知っていて、ここの回答案により、こういうところから実はもっと周知できる手がかりになるのではないかなと思

ったので、私は、問22自体はとても有意義な質問だと思いました。

むしろ、問20で1から3と答えた人は問21に行くという流れではなくて、実は、子どもの権利という事業の中ではこういうものがありますと、問20で聞いたことがないという子も含めて、こういう事業は知っているよということは有益なのかなと思いました。

○寺島委員長 ご意見を先に一通りお伺いしたいと思います。

それでは、ほかにございませんか。

○D委員 公募委員のDです。

質問の内容についてですけれども、私も子ども版の質問で、何点か質問の仕方で疑問があってお聞きしたいと思います。

まず、3ページ目の問5と問6は、自然・社会・文化体験をする機会が十分にあるかという質問だったのですけれども、これは学校の授業を含めるのでしょうか。学校の授業を含めたら、多分、ほとんどの人が体験したことがある項目になってしまうのですが、自分でやっているかどうかと聞かれたらまた別問題で、悪い言い方をしたら、学校は義務でやらされてしまうものですから、自主的にやったかどうかという聞き方のほういいのかなと思ったので、そういう説明の書き方を変えてみてもいいのかなと思いました。

次に、2点目は、9ページのスマートフォンの利用についてですが、今の説明だと削除する方針だと認識したのですけれども、私は、個人的には、聞き方を変えたら残してもいいのかなとすごく思いました。

なぜかという、こういう学校で行うようなアンケートで、スマートフォンの利用というのは絶対に出てくる問題です。私の学校でも、SNS上のいじめが起きていたというのは先生から聞いたりもしているので、これを項目から消すと、子どもの権利にスマホが関係ないみたいなイメージを与えてしまうかなと思ったのです。こう解釈しない人も多いと思うのですが、私個人としては、子どもの権利にSNSは関係ないような捉え方をしてしまう感じがあったので、これは残してもういいのかなと思いました。

例えば、SNS上で自分以外の人を発信していますかという聞き方にすれば、いじめにつながるようなSNSの投稿をしているかが分かったりするのかなと思って、そうしたら、そこでまた対策もできるのかなと考えたので、聞き方を変えて1項目ぐらいSNS関係の情報についての質問があってもいいのかなと思いました。

○寺島委員長 ほかにご意見はございませんか。

○J委員 公募委員のJです。

どちらのアンケートにも、最後に自由意見と書いているのですが、どんなアンケートにも最後にご自由にお書きくださいと書いてあって、アンケートの中身が自分の中でしっかり理解できたときには意見を書けるかなとは思っているのですけれども、ここの枠に平成30年度はどれぐらいの方がご意見を書いてきたのでしょうか。

それから、アンケートの内容はこちら側が聞きたいことで、思いがどこにあるかということ調べるためにつくったものですが、具体的にサポートしてほしい、気づいてほしい、

助けてほしい、ここを聞いてほしい、気づいてほしいということを自由な言葉で書ける一番の大事な枠かなというふう感じたので、大人版が問23、子ども版が問25のその他ご意見などあればというところに、どのような願いを持ってこの枠をつくっているかというのが伝わると書きやすく、いい意見が出てくるのではないかなという印象を受けました。

○寺島委員長 ご意見があれば伺っていきたいと思います。

○G委員 子ども版の問15、あなたを言葉や力で傷つけやすいと感じる人はいますかという設問については、個別の救済につながらないから削除というお話だったのですけれども、この中で、学校の先生について、大まかな傾向として分かれば、研修などで反映できるのかなと思いました。

ですから、聞き方を変えて、学校の先生は子どもの権利を大切にしていると思いますかと聞けたらいいのではないかなと思いました。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 私も、先ほどのスマートフォンや携帯電話の使い方の問18は残したほうがいいのではないかと思います。

まず、今、いろいろな身近な課題の解決策を24時間相談を受けているような窓口が増えているような状態で、もし聞けたら、そういった相談連絡など、実際に起こっている実情などが見て取れたらいいのかなと思いました。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○A委員 公募委員のAです。

大人側のアンケートのことで質問ですけれども、問5をはじめとする子どもに対する印象を聞く質問の意図が分からなくて、私は、子どものアンケートと比べてみて、大人の印象がどれくらい違うのかを聞くような質問かなと思ったのですけれども、この質問の意図を教えてくださいたいと思います。

○寺島委員長 その点は、今、ご質問がありましたので、事務局からご説明いただけますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 問5は、大人から子どもがどういうふうに見えるか、大人がどういうふうに関わっていけばいいのか、そういったところの考え方に繋がっていくというふうに考えて、このような設問をしております。

○寺島委員長 前後いたしますけれども、先ほど、J委員から、平成30年は、自由意見の部分についてどれくらい回答があったかというご質問がありましたけれども、即答していただけないようであれば、また持ち越しとさせていただきますけれども、今、お分かりになりますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 分かり次第回答しますので、進めていただけるとありがたいです。

○寺島委員長 分かりました。

継続するものと統合・削除するものについて、ほかにございませんか。

○C委員 性別ですけれども、最近、あまり性別を聞かない調査が非常に多くなってきていますので、この辺をどういうふうに議論していくかということがあります。

それから、男性、女性だけになっていますが、今は、ジェンダーの問題で、その他という項目を入れたほうがいいのではないかという配慮が必要になってくるのではないかなと思います。

その辺の配慮の余地というのはあるのかということをお伝えしたいと思います。

○寺島委員長 それは、問1の尋ね方について、配慮、再検討が必要ではないかということですね。

削除すべきだというご意見ですか。

○C委員 削除するという考え方もあります。

○寺島委員長 分かりました。

そうしますと、問1については、削除するという考え方もあるのではないかというご意見がありました。

ほかのところについては、一通り確認いたしますと、削除するというご意見よりは、大人版の問20について残すべきではないか、子ども版の問5、問6について、尋ね方を変えた上で残すべきではないか、それから、SNSに関する質問、問16、問17についても尋ね方を変えて残したほうがよいのではないか、子ども版の問15についても聞き方を変えて残したらよいのではないか、問18についてもそういうご意見がありました。

J委員のご意見をもう一度確認させていただきますけれども、問22を残したほうがよいのではないかというご意見と同じ趣旨でよろしいですか。

○J委員 問23と問25のその他の部分です。

○寺島委員長 問23は、削除の対象にはなってはいないですよ。

○J委員 大人と子どもの一番最後の枠についてです。

○寺島委員長 ここを残すべきであるということですね。

○J委員 はい。

○寺島委員長 大体そのようなご意見が出ました。

今、これは残したほうがよいのではないかというご意見が出たものについて、ここで、残すということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 これについて、何か事務局からご説明はありますか。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) 性別のお話があったと思うのですが、令和5年度においては、聞くとしても、男性、女性だけではなくて、その他、あるいは、答えたくないといった設問を追加することを検討中でございます。

それから、先ほどの自由記載欄ですが、今、子どもの数を調べているのですが、大人は取りあえず357件あったということで、数字だけですみませんが、今のところそのような状況です。

○寺島委員長 それでは、残したほうが良いというご指摘があったものについては、質問の仕方を検討していただいて残すということで、ここで決定させていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） いただいたご意見を踏まえて、残したほうが良いというものについては、何らかの形でその趣旨を残すといった方向で検討していきたいというふうに考えております。

○寺島委員長 それでお願いいたします。

それでは、再び資料2の4の令和5年度調査項目設定の考え方の中で、表から裏にかけて、（2）新たに追加するものについてです。

新たに追加する観点として、①②と上がっております。

これを踏まえて、どういう質問項目にするか、質問項目の尋ね方については、なお、検討の余地があるかもしれませんが、ひとまず、この観点について審議を行いたいと思います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○C委員 1点だけ、意見として述べたいと思います。

今回の調査公表でも、いじめの件数が非常に増えていて、非常に大きな深刻な課題になっておりますので、いじめに関わる設問をどこかに加えるというのはどうなのかなということです。

これは、教育委員会でも統計を取っているというふうには思うのですがけれども、こども基本法もできておりますし、人権ということで、いじめの問題というのは非常に大きいというふうに思いますので、その設問を加えるということを検討したらどうかなというふうにお伝えしたいと思います。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○D委員 質問ですけれども、新しく追加するものの②に地域と子どものつながりを問う観点とあったのですけれども、これと平成30年度の子ども版の4ページの問7や問8の地域とどのような関わりがありますかという質問とほとんど同じような内容になってしまうのかな、あまり違いが出ないのかなと個人的に思ったので、ここはどういう違いを出して聞いていくのか、それとも、これに含めながら選択肢を増やしたりして聞くのかを教えてくださいたいです。

○寺島委員長 今の点について、事務局からご説明いただけますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） おっしゃるとおりで、既に地域については項目の中にあるのですけれども、さらに質問の仕方を変えたり、地域との新しいつながり方、先ほど申し上げたように、子ども食堂がたくさんできているので、例えば、あなたの居場所はどこですかといった中で、ほかの設問でも地域のことを入れるといったようなことで考えております。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 それでは、(2)新たに追加するものについては、今出されたご意見としては、C委員のご意見として、いじめについての設問を取り込んだほうがいいのではないかということでした。

C委員、ご意見に対してお尋ねしてしまっていて恐縮ですが、別個三つ目の観点として立てるべきだというご意見なのか、それとも、①や②の中に入れ込む形で、いじめのことも盛り込んだらいいというふうなご意見なのか、いかがでしょうか。

○C委員 本当は別個にしたほうがいいと思いますけれども、これはアンケート調査項目ですので、項目数が増えると途中で嫌になるのです。私もアンケート調査をやっている人間ですからよく分かることなのですけれども、調査項目が増えると途中でやめてしまったり、適当に丸をつけたりするということが起こってきやすいので、基本的には非常に精査を厳しくしていかなければならないところがあるのですよね。

ですから、本当は別項目をつくりたいと申し上げたいと思いますけれども、設問項目を増やしていくと、非常に設問が多くなってきて、非常に大変になるということを考慮していけば、ほかの項目と整合性を持たせる形での取り入れというものを視野に入れながら検討していただきたいと思います。

○寺島委員長 今の点について、ほかの委員から何かご意見等はございませんか。

○D委員 質問と意見が合わさっている感じですがけれども、今、高校でやっているかは記憶が怪しいのですけれども、小学校、中学校だと、いじめアンケートというのをやっていると思うのです。それは教育委員会がやっているものかなと思うのですけれども、その回答の結果をこっちにも生かすことは可能なのかなと思いました。

学校ではいじめアンケートは結構多い頻度であるものだったので、何回も何回もいじめについてどうですかと聞かれるのも、本当にされている人からしたら嫌なことだし、されていない人からしても疑われているような感覚に陥ってしまったらそれはそれで違うのかなと思ったので、既存のアンケートの結果を活用することも可能なのかなと思いました。

○寺島委員長 今、D委員からご指摘のあった点について、何かご説明をいただくことは可能ですか。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) 確かに、いじめアンケートは今既にございますので、どんなことがこのアンケート以外のところで聞かれているのかも踏まえつつ、全体の調査票のバランスも考えつつ、いじめという項目をどういうふうに扱うかについて検討してまいりたいと思います。

○寺島委員長 それでは、出されたご意見としては、いじめについても何か項目をとということですか。

○C委員 私は、いじめで不登校になった立場で、あえてこの設問項目をとということをお願いしているわけですし、当事者たちとの関わりの中でも、いじめの可視化というのは、何回調査しても非常に難しいところがあるわけなのです。

ですから、声なき声をいかにして吸い上げていくかという努力をしていくということが調査の一つの使命であるというふうに私は思っていますので、声なき声をどのようにして吸い上げていくことができるのかというところで尽力をしていただきたいと思いますとお伝えしたいと思います。

○寺島委員長 分かりました。

今ある観点の中に入れるのは難しいと感じております。ただ、設問の項目数をあまり増やすべきでないということと、観点をもう一つ明記するということは区別して考えることができるかと考えております。つまり、観点を増やすからといって質問の項目も増やす一方になるというわけではないと思いますので、観点を追加するということは考えられるかと考えております。

そのようなことで、観点を追加するというまとめ方が考えられるのですが、何かご意見はございますか。

○G委員 今見ていて気づいたのですけれども、子ども用のアンケートの6ページの間13で、あなたは、日頃何か困っていること、悩み事がありますか、幾つでもつけてくださいの中に、「いじめのこと」とあるので、これでも触れられているのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

こういうことではなく、何かもっと別のことをというお話なのでしょうか。いじめで悩んでいる子がどのぐらいいるのかというのが知りたいのであれば、問13でもいいのかなと思ったのです。

○寺島委員長 いかがですか。

○C委員 そういう整合性も考えられるかなと思うのですけれども、今、いじめの形態が非常に複雑化しているというか、いろいろないじめがありますので、先ほどもSNSやスマホの問題というものが出ていましたけれども、そういった中でもいじめが行われているというようなところがあるので、重複したり重なり合ったりしている問題が多いと思うのです。

その辺りは、今回、ヤングケアラー、不登校、自殺の増加というふうに指標項目の中に入っているのです、そこの中にいじめも加えられて検討される形にさせていただくのが一番よろしいのではないかなということをお伝えしたいと思います。

○寺島委員長 今の点については、そういうご意見を踏まえてご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 観点を増やすかどうかについては、②の観点の中に入れるということでもいいのではないかというお考えですか。

○C委員 はい。

○寺島委員長 それでは、②の観点について、いじめのことも明記していただくという修正をしていただくということで決めさせていただきたいと思いますが、それで集約させて

いただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 それでは、(2)の新たに追加する観点について、そのように集約させていただきたいと思います。

それでは、本日の議事は、これで終了とさせていただきます。

活発なご審議をありがとうございました。

全体を通して、ご意見、ご質問等のある方はいらっしゃいますか。

○C委員 前段の議事1で五つ質問をさせていただきましたけれども、答えられなかった部分について、今日、生活保護の担当課長がご欠席であるということがありましたので、後で結構ですので、分かりましたら、ぜひ、今後の私の活動の参考にしていきたく思いますので、お教えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局(引地子どものくらし・若者支援担当課長) 承りました。

○寺島委員長 よろしく願いいたします。

ほかにはございませんか。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) 実は、今日欠席の委員からご意見をいただいていたので、ご報告させていただきたいと思います。

千葉副委員長から、1件、調査方法の件でご意見をいただいていたので、ここでご説明したいと思います。

一つ目は、無作為抽出の調査ということなので、それに伴って、調査主体とか目的を明確に記してあげること、それから、回答方法については丁寧な説明をするということに留意してほしいというご意見をいただいていた。

ですので、これにつきましては、ご意見を踏まえた形で検討させていただきたいと思います。

もう一点ありまして、調査内容が子どもの調査ということで、学校に問合せが行くことが考えられるので、学校は関与していないよということを示してほしいというご意見をいただいております。

これについては、今、検討中の調査票の表に大きく担当は子どもの権利推進課ですということを載せる予定ですので、間違っって学校に行くということはほぼ考えられないかなということで、そこは回避できるのかなと考えておりました。

ご意見をいただいていたので、ここでご報告させていただきます。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 それでは、事務局にお戻しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) 寺島委員長、ありがとうございました。

本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。

今回の議題は、令和5年度子どもに関する実態・意識調査についての1点となります。

今回の委員会では、本日の皆様からのご意見を踏まえまして、事務局で決定した調査項目に基づきまして策定した令和5年度の調査案ということで、子ども、大人分のそれぞれについて審議を行いたいと思います。

また、開催に当たっては、11月予定ということですが、改めて皆様のご都合を確認させていただいてご案内いたしますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところをありがとうございました。

以 上